

## 総務文教委員会

### ■指定管理者制度の現状について

## 委員会の動き

指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行された。公の施設管理の仕組みが管理委託制度から指定管理者制度に変更となり、本市は制度導入に先立ち施設の存続及び廃止、他の目的への転用など幅広く検討され、23施設に制度が導入されています。

委員会では、担当部局の責務、指定管理者との連携、利用者の声の掌握、自己評価を行う仕組みや施設設置目的の達成など、利用者視点で安定的施設運営の継続について議論が交わされました。

導入後7年が経過し、選定過程、施設管理・維持、利用者アンケートの実施などサービス向上の点は評価するものです。

しかし、他の自治体事例ですが、指定管理者からの訴訟や突然の撤退による施設の休止のトラブルもありました。市は設置者責任と継続的なサービスの観



指定管理施設「ワインハウス」

点から、担当部局は常に指定管理者と密接な連携を行い、施設運営の業務手順、機器の点検・管理など施設の維持管理情報を

指定管理者と共有し、危機管理を今まで以上に重視した制度運用を行なうべきと考えます。

そのためには、日常的に密接な連携と担当部局が有する設置目的・設置経緯などを共有することで危機管理対応の充実が可能となり、さらに詳細な募集要項の作成も可能となることから早急に情報集積を図るべきです。

利用者アンケートを含め第三者の評価を取り入れ、一層の住民福祉向上に努めるべきであるとの意見の一一致を見ました。

本委員会は、高齢者福祉として、介護保険制度のうち在宅サービス及び通所サービス、さらに本市単独の高齢者福祉に関する事業を主に調査しました。

介護保険に関する事業は、昨年4月から介護保険制度に基づいて各種サービスの提供や地域密着型サービスも始まり、多様なサービスが実施されています。

本市単独事業も外出支援緊急通報システム事業、要介護認定の非該当者ではホームヘルパー、除雪ヘルパー派遣事業等があります。さらに、老人福祉センターの運営状況、老人クラブ・シルバー人材センターの活動状況について説明を受けました。老人福祉センターでは、高齢者の健康維持や生きがいのある生活実現の活動拠点として各種事業を開拓し、生きがい教室やサークル活動支援、老人クラブ運営補助等を行っています。老人クラブの活動は、35団体1767

## 保健福祉委員会

### ■高齢者福祉について

本委員会は、高齢者福祉としては、会員の経験を生かし加入促進や就業対策、自主事業の拡大、互助会活動等支援を行なっています。

在宅介護では、家族介護・老々介護の困難な状況、認知症による徘徊の現状などや施設介護の要望、介護慰労給付金の必要性、介護をする側の精神面の支援の必要性などが挙げられたところです。

また、老人クラブ活動では、減少しつつある活動の拡大や充実への工夫、介護事業で取り組まれているサロンの充実・拡大が、高齢化に伴い認知症対策をはじめ介護予防対策の充実が必要と考えられます。

これらの対象として老人クラブの活動を通した人的交流や地域交流の中から、共に助け合い支え合おうとする心の交流が大切と思われ、住民意識の改革を促し施策の展開に結びつけることが重要であるとの意見の一致を見たところです。

名の会員がいますが年々減少傾向にあるとのことです。

また、シルバー人材センターでは、会員の経験を生かし加入促進や就業対策、自主事業の拡大、互助会活動等支援を行なっています。